

特定非営利活動法人 境港スイミングスクール 受講者用規約

(名称)

第1条 当法人は、特定非営利活動法人境港スイミングスクール(境港SS)という。

(位置)

第2条 当法人は、主たる事務所を鳥取県境港市中野町2035番地(境港市民温水プール内)に置く。

(目的)

第3条 当法人は、地域住民に対して、水泳及び水泳競技の普及、技能向上、生涯スポーツを推進し健全な心身の保持増進をサポートする水泳事業を行い、健全な青少年の育成、活気あふれる健康な地域創造に寄与することを目的とする。

(指導内容)

第4条 当法人は、各クラスに応じた指導カリキュラムを作成し、指導内容を決定する。

(入会資格)

第5条 当法人に入会できる者は、各クラス別に定められた資格に該当し、当法人の趣旨に賛同した者とする。

(入会手続き)

第6条 入会希望者は、所定の入会申込書に必要事項を記入の上、場合によっては、健康調査票、医師の診断書を添えて申し込むこととする。

(入会金・会費)

第7条 入会金は入会申込時に納入し、会費は毎月1日までに当月分を納入することとする。一旦納入した入会金・会費は原則として返還しないこととする。

(会費の滞納)

第8条 会員は、月を超えて会費の納入を怠ったときは、会員として指導を受ける資格を失う。ただし、事前に納入滞りの承諾を得たときはこの限りではない。

(会員のモラル)

第9条 会員は下記のことを厳守すること。

- ①場内では、コーチ及び管理者の指示に従い、規則を守ること。
- ②秩序を守り、当法人の目的に添うよう努力すること。
- ③チームワークを守り、人に迷惑をかけないこと。

(会員資格の失効)

第10条 会員が下記の事項に該当する場合は、当法人を退会していただきます。

- ①本規約に違反したとき。
- ②無届により会費等を3ヶ月以上滞納したとき。
- ③その他当法人の会員として不適当と認められたとき。

(休校)

第11条 当法人の休校日は原則として境港市民温水プールの休館日とする。尚、当法人の年間スケジュールにて授業を開催している。ただし、施設整備、その他止むを得ない事由が生じた場合に限り、休校することがある。この場合はあらかじめスクール内に掲示する。

(クラス変更)

第12条 クラス変更希望者は、所定の手続きを前月20日までに済まなければならない。また、クラス変更は1ヶ月単位で変更することとする。

(休会)

第13条 1ヵ月単位で教室を休むことを休会という。所定の手続きを前月20日までに済ませることで、籍を確保できる。

(退会)

第14条 退会希望者は、前月20日までに退会手続きを完了することとする。

(傷害事故の責任)

第15条 会員が境港市民温水プール内において、練習及び試合中に身体上の傷害を受けたときには、その会員がコーチの指示に従っていたと認められる場合に限り、当法人は、当法人加入保険の賠償金を限度額とし、損害賠償の責を負うものとする。

(管理責任)

第16条 当法人への通校途上の事故及び施設内における盗難については、当法人はその責任がないものとする。

(発効)

第17条 本規約は昭和63年1月7日より発効する。

平成10年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正